

免税品購入(消費税免税制度)のために必要な在留証明書に関するお知らせ

日本国籍を有する方が日本国内で、令和5年(2023年)4月1日以降、日本国内の免税販売店において免税品購入をする場合、【在留証明書】(発行されてから6か月以内)あるいは【戸籍の附票の写し】の原本の提出を求められています。

消費税免税制度に関するご質問は観光庁に直接お問合せください。

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当 メールアドレス:hqt-taxfree@mlit.go.jp

1. 在留証明書を希望される場合

事前に電話でご予約をお取りいただき(電話番号:9480-1800)、以下の書類をご提出ください。

- A) 有効な日本旅券(パスポート)
- B) 有効なオーストラリアの査証(VEVO)
- C) 戸籍謄本あるいは抄本(本籍地の番地まで記載することを求められております。)
- D) 2年以上、オーストラリアに滞在していることを証明できる書類※

※)氏名、住所、日付が確認できる公的機関から発行された書類、公共料金請求書、または賃貸等契約書

- E) 手数料

2. 戸籍の附票の写しの原本を希望される場合は、日本国内の本籍地の市区町村役場でご申請をお願いします。

手続き方法等に関しては、直接本籍地の市区町村役場にお問合せください